

使役構文における主格目的語の生起制限*

松井 晴子

キーワード：主格目的語、総記、中立叙述、使役構文、可能構文

1. はじめに

他動詞の目的語は通常、(1)に示すようにヲ格で標示され、ガ格で標示されることはない。しかしながら、(2)のように、状態性の動詞（[+stative]）の場合には目的語がガ格で標示される（cf. 久野, 1973）。

- (1) a. 太郎が ピアノを／*が 弾く [-stative]
b. 花子が 納豆を／*が 食べる [-stative]
(2) a. 太郎が ピアノ*を／が できる [+stative]
b. 花子に 英語*を／が わかる [+stative]

また、(3)に示すように、動詞自体には状態性がない場合であっても、それに願望接辞「たい」、可能接辞「られ」が後続すると目的語のガ格標示が可能となる。この場合、(2)と異なり、目的語のヲ／ガ交替が可能である¹。

- (3) a. 私が ピアノを／が 弾きたい
b. 太郎が 納豆を／が 食べられる

本稿では、(3)のような願望構文及び可能構文における主格目的語について考察する。2節では、「られ」「たい」が文末に生起しているにもかかわらず、ヲ格要素のガ格標示が不可能となるデータを提示し、主格目的語の認可に関する先行研究を概観する。3節では、主格目的語の生起制限という観点から、2節において提示する問題のデータを分析し、これまでに提案された分析ではこのデータを説明することができないことを示す。4節では、使役

* 本稿は、2008年6月日本言語学会第136回大会において発表した「主格目的語の認可領域」の内容に修正加筆したものである。貴重なコメントをくださった会場の方々、また、竹沢幸一教授、杉本武教授、沼田善子教授、竹沢先生研究会参加者の皆様に感謝申し上げます。

¹ 可能構文では与格主語の生起が可能であり、主格目的語が生起する。しかし、この場合、(3)とは異なり目的語のヲ／ガ交替は不可能である。

- (i) a. 私に ピアノ*を／が 弾ける
b. 太郎に 納豆*を／が 食べられる

本稿は(i)の構文については考察の対象外とするが、主格目的語については(3)と区別しない。

構文における主格目的語の認可について考察を進め、願望構文、可能構文がコントロール構造を取らないこと、また、「られ」「たい」の c-統御領域内にあるヲ格要素のみが中立叙述のガ格標示が可能となるとの仮説を提案する。5 節では、4 節において提案する仮説について語彙的使役文を例として挙げ、その妥当性を示す。さらに 6 節では、主格目的語は総記と中立叙述とに区別される必要があり (cf. 久野, 1973)、それぞれ認可領域が異なることを主張する。7 節は結論である。

2. 主格目的語の認可

本節では、本稿において問題とするデータを提示し、主格目的語の認可に関する先行研究を概観する。

2.1 問題の所在

これまで、主格目的語に関する先行研究の多くは、(4)のような目的語のヲ/ガ交替と、それに伴うスコープ解釈の差異を説明することを主な目的としてきた (Tada, 1992; Saito and Hoshi, 1998; Takano, 2003 等)。

- (4) a. John が 右目だけを つむれる (can>ダケ, ?*ダケ>can)
 b. John が 右目だけが つむれる (*can>ダケ, ダケ>can)

(Tada, 1992: 94)

(4a)と(4b)は、目的語の格標示のみが異なっている。目的語がヲ格標示された(4a)は、目的語に後続する「だけ」が「られ」より狭いスコープをとり、「John は左目を開けたまま、右目をつむってウィンクができる」という解釈は可能であるが、「だけ」が「られ」より広いスコープをとる解釈は許容度が低いとされる。一方、目的語がガ格標示された(4b)は、「だけ」が「られ」よりも狭いスコープをとる解釈は不可能であり、「られ」よりも広いスコープをとる解釈、すなわち「John は何らかの理由で左目をつむることができず、つむれるのは右目だけである」のみが可能であるとされる。

(4)に示したようなヲ/ガ交替による解釈の差が確認される一方で、しかしながら、ヲ格要素のガ格標示は常に可能というわけではない。(5)に示すように、中立叙述の解釈では不可能な場合がある。

- (5) a. 先生は 田中を/*が 勉強させられた² 《V+使役+可能「られ」》
 b. 私は 息子を/*が 医者にしたい 《V+願望「たい」》

(5a)(5b)はそれぞれ文末に「られ」「たい」が生起しており、ヲ格要素はガ格標示される可

² 以下、中立叙述の解釈が可能かどうかという観点から、許容度を示す。

能性があると考えられるが、実際にはかなり許容度が低い。(6)のように、総記の解釈が可能となるコンテクストを与えなければ、ガ格標示は不可能である。

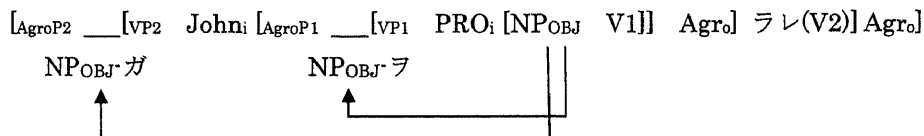
- (6) a. 「加藤先生は図書館に頼んで、夜中でもクラスの学生が勉強できるようにしたって喜んでたよ。」
「先生は 期待の田中を／?が 勉強させられて、喜んでるんだよ。」
- b. 「娘さんは医学部にいらっしゃるとか。お父さんの後を継いで将来はお医者さんですね。」
「いえ、本当は 息子を／が 医者にしたかったんですよ」

久野 (1973) は、主格要素に総記と中立叙述という二つの解釈があることを指摘しているが、主格目的語については、あたかもこの二つの解釈と同列のものとして扱っており、その解釈についての言及はない。(5)(6)のデータは、主格目的語が総記と中立叙述とに区別される必要があること、また、その認可について、解釈によって何らかの違いがあることを示している。

2.2 先行研究

主格目的語の認可について、特に、(4)のようなヲ／ガ交替によるスコープ解釈の差を説明しようとした研究の主なものとして(7)・(9)に示す三つの分析がある。

(7) Case-checking approach: Tada (1992), Koizumi (1994)³



(8) Head-head merger approach: Saito and Hoshi (1998), Kato (2003)

- a. [VP2 John_i [VP1 PRO_i [NP_{OBJ}-ヲ V1] ラレ(V2)]
- b. [VP2 John [NP_{OBJ}-ガ [v2 V1 ラレ(V2)]]]

(9) Prolepsis analysis: Takano (2003)

- a. [vP2 John_i [VP2 [vP1 PRO_i [NP_{OBJ}-ヲ V1] v1] ラレ(V2)] v2]
- b. [vP2 John_i [VP2 NP_{OBJ}-ガ [vP1 PRO_i [pro_j V1] v1] ラレ(V2)] v2]

(7)は AgrP を用いた分析で、VP 補部に生成された目的語がその格照合のために移動す

³ Koizumi (1994)は、主格目的語の移動先を TP 領域内としている点で、厳密には Tada (1992)の分析とは異なっているが、基本的な考え方は共通する。

ると仮定されており、その移動先の AgrP が、ヲ格標示される場合とガ格標示される場合とで異なっている。また、(8)は(7)のような移動を仮定せず、主動詞が目的語と接辞「られ」のどちらと併合 (merge) するかによって目的語の格標示が異なるとする分析である。すなわち、(8a)のように主動詞が目的語と併合する場合には目的語はヲ格標示され、(8b)のように主動詞がまず「られ」と併合し、目的語が「動詞+られ」という複合体と併合する場合にはガ格標示される。さらに、(9) に示した Takano (2003)の予期的 (prolepsis) 分析では、目的語がガ格標示された場合、通常目的語位置である VP 補部に位置するのは pro であり、主格目的語は VP2 内に生成され、その位置から pro と束縛関係を持つとされる。

(7)-(9)の分析は、(4)のようなヲ/ガ交替によるスコープ解釈の差を説明することはできるが、(5)に示したような、ヲ格要素であっても可能構文においてガ格標示が不可能になる場合を予測しない。スコープ解釈に注目したこれらの分析が、ヲ格要素であればガ格標示可能であるとの前提でなされてきたことによる問題点であると言える。

3. 主格目的語の生起制限

2 節において(5)に示したように、ヲ格要素であってもガ格標示が不可能な場合がある。ガ格標示が不可能となるのは中立叙述の解釈の場合に限られるが、主格目的語の生起に制限があることを示すデータである。本節では、主格目的語の生起環境について観察する。

主格目的語の生起に制限があることは、先行研究においても言及がある (柴谷, 1978; Sugioka, 1984; Miyagawa, 1986 等)。柴谷 (1978) は(10)に示す例を挙げ、主格目的語を含む文の許容度は、主格目的語と述語との間の距離が小さいほうが高く、その距離が大きくなればなるほど低くなるとする。

- (10) a. あたし、あなたとゆっくりお話しが したかったの
 b. ? あたし、あなたとお話しがゆっくり したかったの
 c. *? あたし、お話しがあなたとゆっくり したかったの
 d. * お話しがあたし、あなたとゆっくり したかったの (柴谷, 1978: 264)

確かにそのような傾向は見られるものの、それをどのように定式化するかが問題である (cf. Sugioka, 1984)。一方、Miyagawa (1986)は、「られ」「たい」と同一節内の目的語に限り、ガ格標示可能であるとする同節条件を指摘している。

- (11) a. 私は 太郎に [納豆を 食べる]外国人を 紹介した
 b. 私は 太郎に [納豆を/*が 食べる]外国人を 紹介したたい
 c. 私は 太郎に [納豆を/が 食べられる]外国人を 紹介した
 d. 私は 太郎に [納豆を/が 食べられる]外国人が 紹介したたい

(11)は連体節を含んでおり、ヲ格要素は主節、埋め込み節の両方にある。このとき、(11b)のように「たい」が生起していても、主節にある場合には埋め込み節内のヲ格要素をガ格標示することはできず、(11c)のように、同一節内、すなわち埋め込み節内に「られ」がなければならない。また、主節、埋め込み節それぞれに「たい」「られ」が生起していれば、それぞれの節内でヲ格要素のガ格標示が可能となる。

しかしながら、本稿で課題とする(12) (= (5)) は、柴谷の「距離」による説明でも、Miyagawa の同節条件でも説明することはできない。

- (12) a. 先生は 田中を／*が 勉強させられた
b. 私は 息子を／*が 医者にしたい = (5)

(12)では、目的語が述語と隣接している。また、一見、これらに埋め込み節を仮定することで、Miyagawa の同節条件による説明が可能であるように思えるが、それが妥当でないことは(13)に示す例から明らかである。

- (13) a. 先生は 田中に ピアノを／が 弾かせられた 《使役+ラレ》
b. 私は 太郎に キャビアを／が 食べさせたい 《使役+タイ》

(12a)と同じく使役構文であっても、(13)の他動詞使役文ではヲ格要素のガ格標示が可能である。すなわち、(13)においてヲ格要素のガ格標示 (中立叙述) が許容されることから、(12a)は同節条件では説明不可能であり、(12a)の非文法性が使役構文に起因するのではないことがわかる。

4. 使役構文

本節では、(12)に示したようなヲ格要素のガ格標示が不可能であるデータについて、「られ」「たい」と目的語との統語的位置関係に基づいて考察する。特に、(12a)の使役構文の構造に注目して説明を試みる。

4.1 ふたつのヲ格

使役構文には、ふたつのヲ格が認められる。

- (14) a. 私は 花子に／を 勉強させた (自動詞)
b. 私は 太郎に／*を ピアノを 弾かせた (他動詞)

ひとつは(14a)のような自動詞使役文における被使役者のヲ格、もうひとつは(14b)のような他動詞使役文における主動詞の目的語のヲ格である。自動詞使役文では被使役者は二格に

よっても標示可能であるが⁴、他動詞使役文では自動詞使役文と異なり、被使役者はヲ格標示されず、二格によってのみ標示される。

前節に示したとおり、自動詞使役文のヲ格被使役者は文末に「られ」「たい」が生起してもガ格標示が不可能であるが、他動詞使役文の目的語はガ格標示が可能である。

(15) 自動詞使役文

- a. 私は 花子を ／＊が 勉強させたい ／られた
- b. 私は 太郎を ／＊が 泳がせたい ／られた

(16) 他動詞使役文

- a. 先生は 田中に ピアノを ／が 弾かせられた
- b. 私は 太郎に キャビアを ／が 食べさせたい = (13)

このデータの注目すべき点は、述語が自動詞であれ他動詞であれ、被使役者が使役接辞「させ」によって選択されているとすると、より深く埋め込まれた動詞によって選択されたヲ格要素 ((16)における「ピアノ」「キャビア」) のガ格標示が可能であり、使役「させ」によって選択されたヲ格要素 ((15)におけるヲ格被使役者) のガ格標示が不可能であるというパラドクスが生じているという点である⁵。

これは、否定極性項目の認可からも確認される。

- (17) a. 先生は 花子 しか 泳がせなかった
- b. 先生は 田中に ピアノ しか 弾かせなかった

否定極性項目「しか」は、基本的に否定辞「ない」と同一節内でなければ生起不可能であるとされる (Kato, 1985 等)。使役構文では(17a)に示したように、自動詞使役文のヲ格被使役者位置においても、(17b)の他動詞使役文の目的語と同様に文末の否定辞によって否定極性項目の生起が可能である。したがって、このデータからも、(15)(16)は Miyagawa (1986) の同節条件では説明不可能であり、他の分析が必要であることがわかる。

4.2 単文構造と複文構造

前小節において示したように、同節条件では、自動詞使役文においてヲ格被使役者のガ

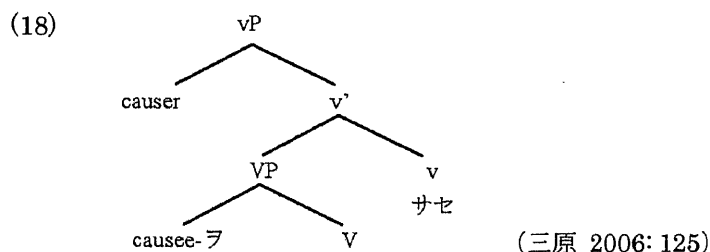
⁴ 被使役者を二格、ヲ格で標示する場合、いわゆる許容使役、強制使役の違いがあることが指摘されており、両者は機能的には異なっていると考えられる (Kuroda, 1965 等)。

⁵ (16)の許容度に関して、Miyagawa (1989)は(i)のように本稿と異なる判断を示している。また、データ自体は提示していないが、「たい」による目的語のガ格標示は、前接する動詞の付与する格を「たい」が吸収するためであると説明しており、(15)のような自動詞使役文におけるヲ格被使役者のガ格標示が可能であることを予測する。しかしながら、発表者の判断及び発表者がインフォーマントから得た判断はこれと一致しない。

(i) ?*僕は この本が 読ませたい (Miyagawa 1989: 194)

格標示が不可能であることを説明できない。本小節以下、使役構文の構造に関する先行研究から、このデータを説明するためにどのような構造を仮定する必要があるか考察する。

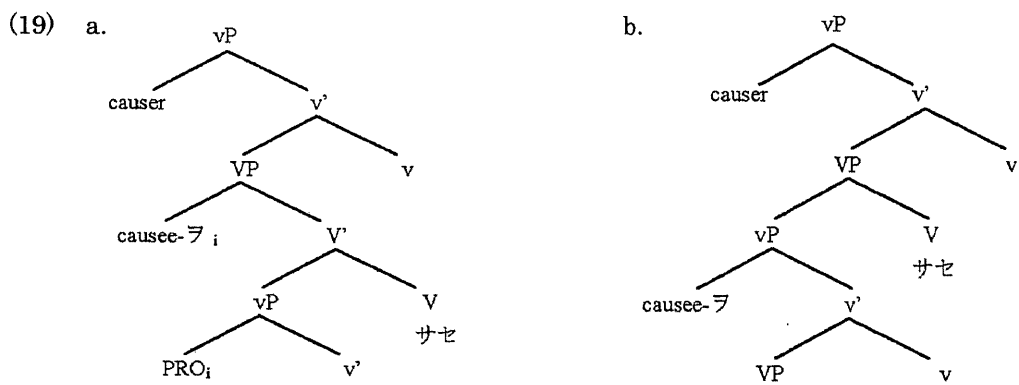
使役構文の構造については、表層の単文構造を重視する分析と、埋め込み節を仮定する分析とがある。三原 (2006) は、使役構文に埋め込み節を仮定せず、階層的 VP 構造を用いた分析を提案している⁶。



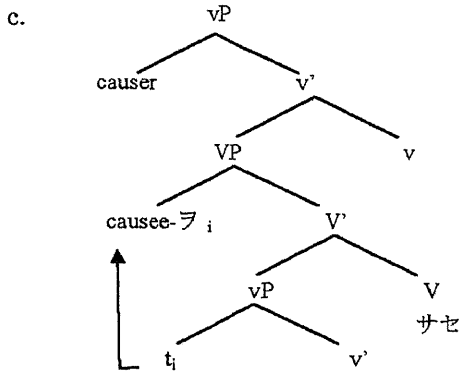
しかしながら、(18)のような構造では、問題となるヲ格被使役者は他動詞文の目的語と同様の統語的位置にあることになるため、(15)(16)に示した文末の「られ」「たい」によるガ格標示の差、すなわち、ヲ格被使役者のガ格標示が不可能であり、他動詞の目的語のガ格標示が可能であることが説明されない。したがって、他動詞文の目的語とヲ格被使役者を区別するためには、使役構文を単文構造とせず、埋め込み節を仮定する必要がある (Kuroda, 1965: Saito, 2006 等)。

4.3 主格目的語の認可から見たヲ格被使役者

使役構文に複文構造を仮定する場合に問題となるのが、被使役者をどの位置に仮定するかである。先行研究においても一致した分析はなく、特に二使役文とヲ使役文の間に見られる許容使役と強制使役という機能面での差を説明するためにさまざまな分析が試みられ、少なくとも(19)に挙げる三つの分析がこれまでに提出されている。



⁶ 三原 (2006) は、使役構文に埋め込みがあることを完全に否定しているわけではなく、(18)の階層的 VP 構造もその分析を踏襲したものであるとしている。



(19a)は、Kuroda (1965)による同一名詞句削除 (Equi NP Deletion) 分析である。使役接辞「させ」はコントロール構造を取っており、ヲ格被使役者はVP 指定部に生成されて埋め込み節内の PRO をコントロールする。一方、井上 (1976)、Tonoike (1978)は、(19b)に示したようにヲ格被使役者は埋め込み節内の動作主として生成されるとする。この両者を結びつけたのが(19c)に示した Harley (1995)による LF での A 移動分析であり、埋め込み節内に生成されたヲ格被使役者は LF において主節へ移動するとされる。

これら三つの分析を踏まえた上で、「られ」「たい」によるヲ格被使役者のガ格標示が不可能であることを説明するために問題となるのは、両者の位置関係をどのように捉えるかである。これについて本稿では仮説として(20)を提案する。

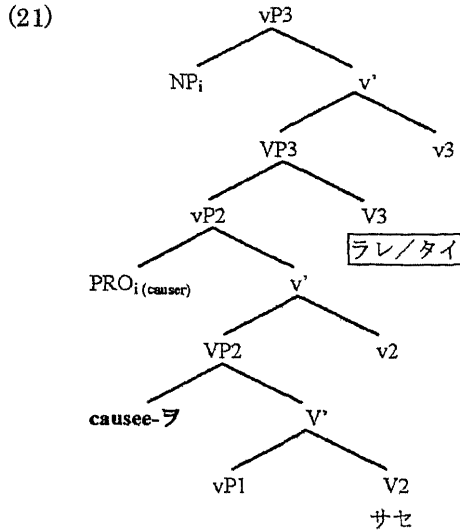
(20) 仮説：

「られ」「たい」によるガ格標示 (中立叙述) が可能であるのは、それらに c-統御されるヲ格要素のみである。

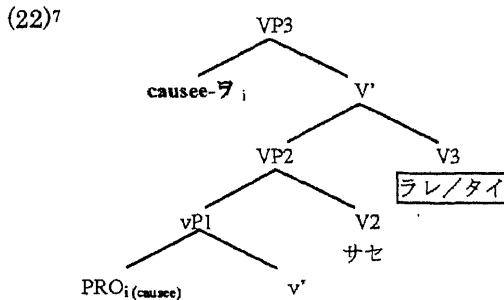
まず、接辞「られ」「たい」が、述部において使役接辞「させ」に後続することから、ヲ格被使役者は、少なくとも「させ」より上位にある必要があると考えられる。したがって、(19a)(19c)の構造が妥当であることになる。次に、3 節(10)に示したように、スクランプリングによって主格目的語の許容度が下がることから、ヲ格要素は LF より以前に「られ」「たい」の c-統御領域外にある必要がある。そのため、(19c)ではなく(19a)の構造が妥当であると考えられる。

さらに、可能構文は一般的にコントロール構造を仮定されることが多い。(7)–(9)の分析においてもやはりコントロール構造が仮定されている。しかしながら、可能構文、願望構文にコントロール構造を仮定すると (21)のようになり、使役構文が単文構造であっても複文構造であっても、また、ヲ格被使役者位置を(19a)のように仮定したとしても、結局のところ「られ」「たい」がヲ格被使役者を c-統御する構造は変わらないことになる。そのた

め、問題としている自動詞使役文におけるヲ格被使役者のガ格標示が不可能であるというデータを説明できない。



したがって、使役構文を含んだ可能構文及び願望構文の構造は (22)のように仮定する必要がある。



(22)では可能構文、願望構文にコントロール構造を仮定せず、「られ」「たい」は、V2「させ」が併合された後、vPが投射される前に「vP1+させ (VP2)」と併合されると考える。その結果、ヲ格被使役者は「られ」「たい」の c-統御領域外に生成されることになり、そのガ格標示が不可能であることが説明可能となる。

⁷ (22)の構造はしかし、意味役割付与の観点から課題が残されている。VP3 指定部は「られ」「たい」の項位置であると考えられ、この位置に意味役割「被使役者」の付与される名詞句が生成されるためには、「させ」の付与する意味役割を「られ」「たい」が何らかの方法で継承するといった操作を仮定する必要がある。この点に関しては今後の課題とし、ここではヲ格被使役者と「られ」「たい」との位置に関する議論の便宜上、「causee」と表すことにする。

また、4.1 節において、使役構文における否定極性項目の生起について(17)に示したが、否定辞「ない」が (22)において VP3 と併合し、c-統御領域をその作用域とすると考えると、(17)と(15)(16)の差についても説明が可能となる。すなわち、ヲ格被使役者は、「られ」「たい」の c-統御領域に含まれないためガ格標示が不可能であるが、否定辞の c-統御領域には含まれるため否定極性項目の生起が可能となる。

5. 語彙的使役文

可能構文及び願望構文に、コントロール構造ではなく (22)のような構造を仮定すると、その帰結として(23)が得られる。

(23) 「られ」「たい」は「目的語+動詞」をその補部として選択する。

(20)において、「られ」「たい」によるヲ格要素のガ格標示可能な領域を仮定したが、さらに(23)を加えることによって、特定の構文だけでなく、より一般化した形でその領域を捉えることが可能となる。

前節まで、(15)のような自動詞使役文について主に考察を進めてきたが、この自動詞使役文及び(16)の他動詞使役文が複文構造を持つ一方で、いわゆる語彙的使役文と呼ばれる構文があるが (cf. Shibatani, 1973; 1976)、(20)(23)を用いることで語彙的使役文におけるヲ格要素のガ格標示についても説明可能である。語彙的使役文の中には、自動詞使役文と同じくヲ格被使役者が生起するものがあるが、自動詞使役文とは異なり、単文構造であると考えられる。そのため、(20)(23)からはヲ格被使役者のガ格標示は可能であると予測され、実際、(24)(25)に示すように、ヲ格被使役者のガ格標示が可能である。

- (24) a. 駅員は 乗客を 降ろした
b. 駅員は 乗客を／が 降ろせた
c. [駅員は [[乗客ヲ／ガ 降ろす] ラレ] た]
- (25) a. 先生は 部員を 帰した
b. 先生は 部員を／が 帰せた
c. [先生は [[生徒ヲ／ガ 帰す] ラレ] た]

語彙的使役文においてヲ格被使役者のガ格標示が可能であることから、自動詞使役文においてヲ格被使役者がガ格標示されないのは、「られ」「たい」との統語的位置関係によるものであることがわかる。

また、(20)(23)は(24)(25)の語彙的使役文と同様にして、1 節において(3)に示したような他動詞文における目的語のガ格標示も説明する。

- (26) a. [私が [[ピアノヲ／ガ 弾く] タイ] た]
 b. [太郎が [[納豆ヲ／ガ 食べる] ラレ] た]

したがって、(24)-(26)は(20)(23)の妥当性を示す例であり、(20)(23)が自動詞使役文に限って適用されるものではないことがわかる。

6. 中立叙述と総記

ここまで、(12)に示したようなヲ格要素のガ格標示が不可能な場合について、特に使役構文に注目し、ヲ格要素と「られ」「たい」との統語的位置関係に基づいて考察を進めてきた。しかしながら、ガ格標示が不可能であるのはあくまでも中立叙述の解釈の場合に限られるものであり、2.1 節に述べたように総記の解釈であればガ格標示は可能である。したがって、ガ格標示そのものが不可能であるというわけではない。本稿が提案するのは、主格目的語が中立叙述と総記という二つの解釈によって区別されるものであり、両者の認可領域が異なるということである。前節において仮説(20)及び(23)によって規定したのは、中立叙述の主格目的語の認可領域であり、総記の主格目的語については(27b)が導かれる。

- (27) a. 中立叙述： 「られ」「たい」の c-統御領域内に生成される
 b. 総記： 「られ」「たい」の c-統御領域外に生成される

ここで問題となるのは、総記の解釈となる主格目的語がどのような統語的位置に生成されるかという点であるが、これについては Takano (2003) によって提出された予期的分析が有効である可能性がある。

(28) Prolepsis analysis: Takano (2003)

- a. [_{VP2} John_i [_{VP2} [_{VP1} PRO_i [NP_{OBJ} ヲ V1] v1] ラレ(V2)] v2]
 b. [_{VP2} John_i [_{VP2} NP_{OBJ} ガ [_{VP1} PRO_i [pro_j V1] v1] ラレ(V2)] v2] = (9)

(28b)は、「られ」がコントロール構造をとっている点で本稿の分析とは異なるが、注目すべきは主格目的語が「られ」の c-統御領域外に仮定されている点である。この予期的分析の根拠となるデータとして、Takano は(29)に示すような例を挙げているが、これらのデータには総記の解釈が優先され、むしろ中立叙述の解釈が不可能であると判断されるものがある。

- (29) a. John は Mary_i が (彼女_iの) 息子を 叱れない (Takano, 2003: 809)
 b. 私は Mary が その仕事を 任せられる (Takano, 2003: 811)

また、3 節において(10)に示したスクランプリングのデータを再検討してみると、柴谷(1978)の判断はスクランプリングされた場合に許容度が下がるとするものであるが、総記の解釈であればガ格標示は可能であると思われる⁸。

- (30) a. あたし、あなたとゆっくりお話しが したかったの
b. ? あたし、あなたとお話しがゆっくり したかったの
c.*? あたし、お話しがあなたとゆっくり したかったの
d. * お話しがあたし、あなたとゆっくり したかったの (= (10))

- (31) 「一体何がしたかったの」
「あたし、お話しがあなたとゆっくり したかったの」 (= (30c))

(30c)と(31)の差は、目的語「お話し」がスクランプリングによって「たい」の c-統御領域外にあるため、中立叙述の解釈でのガ格標示は不可能であるが、総記の解釈では可能であると説明されることになる。予期的分析と総記の解釈との関係についてはさらなる分析が必要であるが、(29)(31)は、総記の主格目的語を「られ」の領域外に仮定することの妥当性を示す例であると考えられる。

また、柴谷の示した許容度に対し、三原(2006: 181)は、(30a)-(30c)の間に「劇的な文法性の差は感じられない」としているが、研究者間におけるこのような判断の差は、主格目的語について中立叙述の場合と総記の場合とが混同されていることに起因する可能性がある。本稿で主張するように、主格目的語について二つの解釈を区別するとそのような差は生じないのではないかと考えられる。

7. 結論

本稿は、主に使役構文における主格目的語の生起領域について観察し、主格目的語が中立叙述と総記の解釈とに区別されるべきであることを主張した。本稿の結論は、以下の三点にまとめられる。

- [1] 「られ」「たい」はコントロール構造を取らず、「目的語+動詞」をその補部として選択し、単文構造を取る。
- [2] 使役構文は埋め込み節を取り、自動詞使役文におけるヲ格被使役者は主節に基底生成される。
- [3] 主格目的語は総記と中立叙述とに区別されるべきであり、その認可領域は、前者が「られ」「たい」の c-統御領域外であるのに対し、後者はその c-統御領域内である。

⁸ ただし、(30d)(= (10d))は総記の解釈であってもやや座りの悪い例であると思われる。三原(2006: 181)にも同様の記述がある。これについては、今後の課題として稿を改めたい。

本稿の提案する分析の利点としては、「られ」「たい」が (22)のような構造を取り、その c-統御領域内にあるヲ格要素と何らかの一致関係をもつことでガ格標示（中立叙述）を可能にすると考えると、否定辞と否定極性項目の関係と同様に捉えることが可能となるという点を指摘しておきたい⁹。しかしながら、「られ」「たい」の領域外に総記の主格目的語を仮定すると、これらが主格目的語を直接認可する要素であるとは考えにくい。日本語において、主語だけでなく状態性述語の目的語に関しても、主格を認可するのは時制辞であるとの分析があり（Takezawa, 1987 等）、本稿が対象とする可能構文及び願望構文において「られ」「たい」自体が認可子となり得なければ、時制辞がその役割を担うことは十分に考えられる。認可子が何であるかという問題と共に、中立叙述、総記それぞれのガ格標示のメカニズムを明らかにすること、また、他のガ格との関連を探ることが今後の課題である。

【参考文献】

- 井上 和子 (1976) 『変形文法と日本語 (上)』 大修館書店。
久野 暉 (1973) 『日本文法研究』 大修館書店。
柴谷 方良 (1978) 『日本語の分析』 大修館書店。
三原 健一 (2006) 「第 4 章 使役文」, 「第 7 章 主格目的語構文」. 『新日本語の統語構造—ミニマリストプログラムとその応用—』. 三原健一・平岩健 (共著). 117-130, 179-191. 松柏社。
Harley, Heidi (1995) *Subjects, Events and Licensing*. Ph.D. dissertation, MIT.
Kato, Sachiko (2003) Derivational theta-marking: A minimalist approach to the complex predicate constructions in Japanese. *Gengo Kenkyu*, 124: 37-96.
Kato, Yasuhiko (1985) *Negative sentences in Japanese*. Sophia Linguistica 19, Monograph. Sophia University.
Koizumi, Masatoshi (1994) Nominative objects: The role of TP in Japanese. *Formal Approaches to Japanese Linguistics* 1, MIT Working Papers in Linguistics 24: 211-230.
Kuroda, Shigeyuki (1965) *Generative grammatical studies in the Japanese language*. Ph.D. dissertation, MIT.
Miyagawa, Shigeru (1986) Restructuring in Japanese. Takashi Imai and Mamoru Saito (eds.), *Issues in Japanese Linguistics*: 273-300. Foris Publications.
Miyagawa, Shigeru (1989) *Syntax and semantics 22: Structure and case marking in Japanese*. Academic Press.
Saito, Mamoru (2006) Subjects of complex predicates: A preliminary study. *Stony Brook Occasional Papers in Linguistics* 1: 172-188. Department of Linguistics, Stony Brook

⁹ 否定辞と否定極性項目の関係については Kato (1985), Takahashi (1990)等を参照されたい。

University.

- Saito, Mamoru. & Hoshi, Hiroto (1998) Control in complex predicates. *Report of the special research project for the typological investigation of language and cultures of the east and west*. University of Tsukuba, 15-46.
- Shibatani, Masayoshi (1973) Semantics of Japanese causativization. *Foundations of Language* 9: 327-373.
- Shibatani, Masayoshi (1976) The grammar of causative constructions: A conspectus. *Syntax and Semantics 6: The Grammar of Causative Constructions*. M. Shibatani (ed.), 1-42. New York: Academic Press.
- Sugioka, Yoko (1984) *Interaction of derivational morphology and syntax in Japanese and English*. Ph.D. dissertation, University of Chicago.
- Tada, Hiroaki (1992) Nominative objects in Japanese. *Journal of Japanese Linguistics* 14: 91-108.
- Takahashi, Daiko (1990) Negative Polarity, Phrase Structure, and the ECP. *English Linguistics* 7: 129-146.
- Takano, Yuji (2003) Nominative objects in Japanese complex predicate constructions: A prolepsis analysis. *Natural Language & Linguistics Theory* 21: 779-834.
- Takezawa, Koichi (1987) *A configurational approach to case-marking in Japanese*. Ph.D. dissertation, University of Washington.
- Tonoike, Shigeo (1978) On the causative constructions in Japanese. John Hinds and Irwin Howard (eds.), *Problems in Japanese syntax and semantics*: 3-29. Kaitakusya.